

松政第369号
令和6年4月18日

松原市監査委員 川西 修 様
松原市監査委員 植松 栄次 様

松原市長 澤井 宏文



令和5年度実施定期監査結果に基づく措置について（通知）

令和6年2月28日付け松監第76号にて報告のありました令和5年度実施定期監査結果に基づき、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

監査対象部課	市民協働部いきがい学習課
監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>① 松原市民図書館管理運営規則第36条では、指定管理者の指定手続に必要な書類の中で、『役員の住所、氏名、フリガナ、生年月日及び性別を記載した書類』の提出を定めており、同規則第38条では、提出した書類に変更が生じたときは、変更事項を記載した書類を提出するよう定めている。</p> <p>しかし、令和4年4月27日付で指定管理者の代表取締役社長が変更となった際、新しい役員の氏名一覧だけを受理しており、変更箇所についての書類の受理がされていない。指定管理者に関する手続きについては、規則等を必ず確認し、適切に処理するよう事務の改善を求める。</p>	<p>令和6年1月の指定管理者との定例報告会において、提出すべき資料に不足があったことを報告し、規則等の内容を確認し、互いに漏れがないよう進めていくことを確認しました。指定管理者の代表取締役社長の変更に係る書類は、令和6年2月1日付けで提出され、受理しました。</p>
<p>② 『会計事務の手引き』では、『前金払を行う場合は、起案等にその根拠を明記すること』とある。</p> <p>しかし、ふるさとぴあプラザの土地の借上料において前金払で支出するにあたり、起案に添付している契約書の写しには根拠が記載されているが、起案そのものや、支出命令票等には根拠が示されていなかった。会計処理に際しては、規則やガイドラインに準拠した事務処理を行うよう求める。</p>	<p>今後は、起案文書及び支出命令書に、前金払で支出する根拠を明記するとともに、会計処理につきましても、規則等を熟知し、適切な事務処理の徹底に努めて参ります。</p>
<p>③ 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」では、執行機関の附属機関の委員その他の構成員については、報酬の支払いは日額と規定されている。</p> <p>しかし、スポーツ推進委員の報酬について、月単位で支払う旨、起案及び支出命令票に記載されている。</p> <p>また、条例の規定はないが、心のゆとり教室など生涯学習事業における講師謝礼に</p>	<p>スポーツ推進委員の報酬については、日額算定での支払いではあるものの、月1回の定例会の出席に対する報酬であるため、月単位で支払うと表記しておりました。今後は根拠条例の規定を踏まえ、起案及び支出命令票に日額算定で支払う旨を表記するよう改めます。</p> <p>また、講師謝礼については、これまでは本市の「講師謝礼基準表」により、拘束時間2時間から3時間までにつき7,500円</p>

<p>について、教室ごとに単価が異なるもの（下記参照）が見受けられた。</p> <p>今後、講師依頼の際に、金額・時間・回数などについて、講師と協議を行った上で承諾書を徴取した後、報酬等の支払いの意思決定を行い、事業を進められたい。</p> <p>なお、意思決定の際には、月額・日額・回数など支給根拠を必ず起案等に記載しておくよう事務の改善を求める。</p> <p>（生涯学習事業における講師謝礼の一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のゆとり教室 15,000円×6回 ・こどもコーラス教室 7,500円×12ヵ月 ・親子けん玉教室 7,500円×22回 	<p>として、各事業の講師の拘束時間に応じた謝礼の額を算出していたところ、今後は、当該本市の基準表に基づき、事業内容ごとに月額、日額、回数など支給する根拠を記載した当課の基準表を作成し、当課の基準表に基づき、講師と協議し、承諾を得て、金額を決定するよう改善します。</p>
<p>④ パソコン教室の講師謝礼について、コロナ禍により、回数及び時間の見直しがされたにもかかわらず、起案文書を従前の内容のまま複写し作成したため、業務完了に際して、時間、回数に齟齬が生じる結果となった。</p> <p>教室開催の総時間から見ると、支出した金額の合計に誤りはないとのことであったが、支出命令等の決裁の際に、起案文書を再度確認していれば、内容の誤りに気づけたと考えられる。今後は、同様の誤りが生じないように、課内で十分検証を行い、再発防止に向けた取り組みを講じられたい。</p>	<p>今後は、支出命令等の決裁の際に複数人で起案文書等について確認するなど、課内のチェック体制を整えて参ります。</p>
<p>⑤ 松原南コミュニティセンター植木剪定業務委託契約書など、複数の契約書において条文の番号が飛んでいるなど、不整合がある箇所が散見された。今回については、契約内容に影響を与える誤りではなかったが、内容によっては、重大な影響を与える可能性もある。そのため契約書作成においては、必ず複数人で確認を行うなど、誤りの防止策を講じるよう改善されたい。</p>	<p>今後は、契約書作成の際には、複数人で内容を確認するなど、課内のチェック体制を整えて参ります。</p>